別紙

南丹市介護予防・日常生活支援総合事業に係る単価等の改正について

平成３０年１０月１日改正

南丹市介護予防・日常生活支援総合事業のうち、「訪問介護相当サービス」「通所介護相当サービス」については、国の地域支援事業実施要綱に基づき次のとおり改正します。

**〈主な改正内容〉**

　平成３０年度介護報酬改定により、「訪問介護」「通所介護」において改正がなされた内容が、国の地域支援事業実施要綱にも反映されたものです。

|  |
| --- |
| **１．「訪問介護相当サービス」** |

（１）『生活機能向上連携加算』における算定要件等の変更について

【改正前】　生活機能向上連携加算　　　１００単位／月

　　　　　　　　　　　　　　↓

　【改正後】　生活機能向上連携加算（Ⅰ）１００単位／月　…（新設）

　　　　　　　生活機能向上連携加算（Ⅱ）２００単位／月　…（改正）

　　　　　　　　　※これまでの「生活機能向上連携加算」が加算（Ⅱ）となり、

単位数が１００単位→２００単位に改正

　　◯算定要件については、平成３０年度介護報酬改定後の「訪問介護」における

『生活機能向上連携加算』の取扱いに準じます。

（２）同一建物減算における算定要件等の変更について

　　◯建物の範囲について、平成３０年度介護報酬改定後の「訪問介護」における取扱いに準じます。

（３）「訪問介護」において創設される生活援助中心型研修の修了者について

　　◯「訪問介護相当サービス」においても従事することを可能とします。

（４）サービス提供責任者における役割や任用要件等の見直しについて

　　◯国の地域支援事業実施要綱に準じます。

|  |
| --- |
| **２．「通所介護相当サービス」** |

（１）『生活機能向上連携加算』の新設について

【改正後】　生活機能向上連携加算　　　２００単位／月　…（新設）

　　◯算定要件については、平成３０年度介護報酬改定後の「通所介護」における

　　　『生活機能向上連携加算』の取扱いに準じます。

（２）機能訓練指導員の対象資格について

　　◯国の地域支援事業実施要綱のとおりとします。

（３）『栄養改善加算』の算定要件等について

　　◯算定要件については、平成３０年度介護報酬改定後の「通所介護」における

『栄養改善加算』の取扱いに準じます。

（４）『栄養スクリーニング加算』の新設について

【改正後】　栄養スクリーニング加算　　　５単位／回　…（新設）

※６月に１回を限度とします。

　　◯算定要件については、平成３０年度介護報酬改定後の「通所介護」における

『栄養スクリーニング加算』の取扱いに準じます。

（５）「通所型サービス」と「訪問型サービス」が併設されている場合で、利用者へのサービスに支障がない場合の設備等の共用について

　　◯事務室、玄関、廊下、階段の共用を可能とします。

|  |
| --- |
| **３．共 通 事 項**  |

（１）介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）について

　　◯介護給付が廃止となる同時期に廃止となります。

以上